

## 生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和5年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年7月23日

生駒市監査委員 東良徳一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改正大祐

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

令和5年10月4日から令和6年1月26日まで

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象部局

|         |   |
|---------|---|
| 市長公室    | 秘書課、企画政策課、広報広聴課   |
| 総務部     | 総務課（公平委員会を含む。）、行政経営課、財政課                                    |
| 地域活力創生部 | 地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）、デジタル推進課（スマートシティ推進室を含む。）、SDGs推進課 |
| 福祉健康部   | 福祉政策課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課（地域共生サミット推進室を含む。)               |
| 建設部     | 事業計画課、営繕課   |
| 上下水道部   | 下水道課、竜田川浄化センター  |

##### (2) 対象期間

令和4年度及び令和5年度

#### 4 監査の方法

生駒市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、随意契約に係る事務を重点項目として定め監査を行った。

#### 5 監査実施監査委員

東良徳一監査委員、平松亜矢子監査委員、白本和久監査委員

#### 6 監査の結果

##### (1) 随意契約について（重点項目）

地方自治法第234条の規定により、地方公共団体が締結する契約については、一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は政令で定める場合に該当す

る場合に限りできることとされている。

このうち随意契約は、他の方法に比べて手続きが容易であるため、契約に当たりその目的、内容、求める品質等によって自由に契約の相手方を選定できる利点がある。一方で、契約先が特定の相手に偏重する可能性や不適切な価格となる等の弊害が起こる可能性も否定できない。そのため、随意契約により契約を締結するに当たっては、公平性、公正性、透明性、経済性等の確保が求められることから、今回の定期監査における重点項目とした。

監査の対象は、各監査対象部局における随意契約のうち、いずれも少額随意契約の金額を超える、100万円以上の委託料並びに130万円以上の修繕料及び工事請負費に係る契約について対象とした。（下表のとおり）

監査した結果、随意契約理由書に記載している理由の説明が不十分なものも見受けられた。随意契約理由書は当該契約を随意契約で行うと判断した経緯を説明する書類であり、随意契約を行うに当たっては非常に重要な書類の一つである。そのため、随意契約理由書の記載に当たっては市民の理解が得られるよう留意されたい。

また、機器やシステムなどの保守に係る業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、毎年度契約を行っているものが多くみられたが、それらの中には長期継続契約によることが可能なものもあると思われる。良質で安定した業務遂行や事務の効率化、契約期間満了時においては新規契約相手方の検討過程が必要となる等といった観点から、長期継続契約を積極的に活用するよう検討されたい。

その他の随意契約に係る事務については、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて法令に適合していると認められないものはなかった。

各対象部局別対象契約件数

| 対象部局    |                             | 件数  | 対象部局  |                            | 件数  |
|---------|-----------------------------|-----|-------|----------------------------|-----|
| 市長公室    | 秘書課                         | 0件  | 福祉健康部 | 福祉政策課                      | 5件  |
|         | 企画政策課                       | 1件  |       | 障がい福祉課                     | 12件 |
|         | 広報広聴課                       | 4件  |       | 生活支援課                      | 8件  |
| 総務部     | 総務課（公平委員会を含む。）              | 9件  | 建設部   | 地域包括ケア推進課（地域共生サミット推進室を含む。） | 18件 |
|         | 行政経営課                       | 3件  |       | 事業計画課                      | 4件  |
|         | 財政課                         | 0件  |       | 営繕課                        | 0件  |
| 地域活力創生部 | 地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。） | 2件  | 上下水道部 | 下水道課                       | 1件  |
|         | デジタル推進課（スマートシティ推進室を含む。）     | 14件 |       | 竜田川浄化センター                  | 8件  |
|         | SDGs推進課                     | 2件  |       |                            |     |

## （2）その他の事項について

監査した結果、秘書課において市長交際費からいったん支出した後、他部署の予算から同額が収入されたものについて、当初の支出の記録が交際費支出状況表から削除された事例があった。このような処理は、交際費の支出状況を正確に表していないものといえる。交際費支出状況表だけでなくいかなる帳簿においても、訂正すべき事象が後日発生したとしても、元の記録を削除するのではなく、訂正の記録を残すよう周知されたい。また、これに関連して、地域包括ケア推進課（地域共生サミット推進室）において地方自治法上認められていない立替払いを回避するため会計課と相談のうえ起票日を遡及して資金前渡として立替払い処理を行っていた事例があったが、伝票上つじつまを合わせるために日付を遡及して起票する行為は不適切であるため厳に慎むべきである。各課において上記処理を行うに際し、以後、再発防止に努め適切な処理を行うとともに、会計課として

は、適切な指導をするよう努められたい。

生活支援課における生活保護費返還金に係る未収金に関連して、他の課においても同様に未収金の滞留の課題が見受けられる状況であるところ、市における債権回収に関し、債権管理に関する条例（令和6年3月時点では4割を超える自治体で制定されているとされる）の制定や債権管理部門の創設等、総合的な施策の是非を検討されたい。

その他については、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理が遅延していたもの等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、監査した限りにおいて、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

なお、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

(別紙)

## 市長公室

### 秘書課

- 1 監査実施日 令和5年10月10日、令和6年1月26日
- 2 監査結果

#### (1)歳出について

##### ア 市長交際費について

市長交際費支出状況表を確認するとともに、手持現金の残額を確認したところ、支出処理及び現金の管理については概ね適正に行われていたことを確認した。

しかし、後日の地域包括ケア推進課の監査の際に、地域共生政策自治体連携機構通常総会・記念講演・情報交換会の参加負担金について、市長交際費からいったん支出した後、支出額と同額の現金が地域包括ケア推進課の予算から市長交際費に収入されていたことが判明したが、それらに係る現金の出納が市長交際費支出状況表に記載されていなかった。この点について、改めて担当者に説明を求めたところ、結果的に市長交際費からの支出はなかったため、いったん記載したものを削除したとの説明であった。しかしながら、帳簿の記録については、訂正すべき事象が後日発生したとしても、当該記録を削除するのではなく、訂正の記録を残すべきであって、このような処理は、交際費の支出状況を正確に表していないものといえることから、適切に交際費の出納を記録するよう処理されたい。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)現金の取扱事務について

市長交際費、道路通行料及び自動車借上料の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 企画政策課

- 1 監査実施日 令和5年10月11日
- 2 監査結果

#### (1)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 広報広聴課

1 監査実施日 令和5年10月12日～10月13日

2 監査結果

(1)歳入について

広報いこまの広告欄及び市ホームページのバナー広告に係る広告収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総務部

### 総務課(公平委員会を含む。)

1 監査実施日 令和5年11月6日～11月9日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 財産貸付収入について

市有地の貸付収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

市庁舎太陽光発電に伴う売電収入及び古紙等売払い収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約している文書管理維持業務について、随意契約理由書に記載している随意契約理由・根拠の説明が不十分であった。今後、随意契約理由書の記載に当たっては、より具体的かつ合理的な説明を行うよう留意されたい。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

コインコピー機用つり銭については、コインコピー機内にて保管・管理、着払用の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 行政経営課

1 監査実施日 令和5年10月30日～11月1日、11月24日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

ふるさと生駒応援寄附金及び企業版ふるさと納税に係る寄附金収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) その他の事項について

行政経営課については担当職員に直接ヒアリングを行った。その際に、現在抱える業務上の懸案事項について、ファシリティマネジメントの担当課として取組を進めるにあたり、計画の策定や施設の再配置・長寿命化等を検討するためには事務職員だけではなく技術職員が必要であること、また、生駒駅前公共施設の再編業務を進めるに当たって行政経営課が取りまとめ役となり伴走支援していくための体制も不十分であるとのことであった。この点については、令和6年4月からの組織改編により改善される見込みであるとのことである。今後も、効率的かつ効果的な組織・体制を適切なタイミングで整備し施策の推進に努められたい。

### 財政課

1 監査実施日 令和5年10月4日～10月5日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

普通交付税交付金、減収補填特例交付金について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 地域活力創生部

### 地域コミュニティ推進課

1 監査実施日 令和5年10月16日～10月19日

2 監査結果

#### (1)歳入について

市有土地貸付収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 自治会等への補助金の支出について

補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等関係書類を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市民活動推進センター ららポート

1 監査実施日 令和5年10月18日

2 監査結果

#### (1)歳入について

コピー代等の収入について、1か月分を抽出して歳入予算差引簿、調定伝票、コピー機使用台帳等関係書類を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内にお

い概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### デジタル推進課（スマートシティ推進室を含む。）

1 監査実施日 令和5年10月23日～10月25日

2 監査結果

#### (1) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### SDGs 推進課

1 監査実施日 令和5年10月26日～10月27日

2 監査結果

#### (1) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金の支出について

交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 福祉健康部

### 福祉政策課

1 監査実施日 令和5年11月13日～11月16日

## 2 監査結果

### (1)歳入について

#### ア 老人保護措置負担金について

歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 使用料収入について

RAKU-RAKUはうすの使用料に係る収入事務について、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2)歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

生駒市社会福祉協議会運営補助金、生駒市民生・児童委員活動費交付金等の交付事務について、交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 障がい福祉課

### 1 監査実施日 令和5年12月4日～12月7日

## 2 監査結果

### (1)歳入について

行政財産使用料、土地貸付収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2)歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札執行関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 生活支援課

1 監査実施日 令和5年11月27日～11月30日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金、同法第78条の規定に基づく徴収金等の収入事務について、歳入予算差引簿、収入伝票、調定伝票等を照合・確認した。生活保護費返還金に係る未収金について、限られた人員の中で十分な調査を行い適正な債権管理を行うことは、職員にとって相応の負担が伴うと思われるが、受給者間の公平性を確保するため、適正かつ効率的な債権管理を行い未収金の徴収に努められたい。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

行旅人移送費用等の現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 地域包括ケア推進課（地域共生サミット推進室を含む。）

1 監査実施日 令和5年11月20日～11月22日、令和6年1月26日

2 監査結果

## (1) 歳入について

地域支援事業交付金等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、地域共生政策自治体連携機構通常総会・記念講演・情報交換会の参加負担金について立替払いを行っていた。この経緯について、改めて担当者に説明を求めたところ、秘書課の監査結果に記載のとおり、同負担金を開催日当日に市長交際費で支払ったが、後日地域包括ケア推進課（地域共生サミット推進室）の予算から同額を現金で支出し市長交際費に充当したものであり、この一連の処理に際し、地方自治法上認められていない立替払いを回避するため起票日を遡及して資金前渡として支出処理したこととしたものである。

このような、伝票上つじつまを合わせるために日付を遡及して起票する行為は不適切であるため厳に慎むべきである。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 建設部

### 事業計画課

- 1 監査実施日 令和5年12月11日～12月12日
- 2 監査結果

## (1) 歳入について

### ア 手数料収入について

境界明示手数料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ コピー代収入について

収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理について、概ね6か月分をまとめて払い込んでいた。生駒市会計規則第13条第1項の規定では、現金を直接収入したときは「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事

項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 補助金等の支出事務について

生駒市公共交通事業者燃料高騰対策一時支援金の交付事務について、交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 営繕課

1 監査実施日 令和5年12月13日～12月14日

2 監査結果

### (1) 歳入について

市営住宅使用料、再開発住宅使用料等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 上下水道部

### 下水道課

1 監査実施日 令和5年12月19日～12月21日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

下水道受益者負担金について、受益者申告書、負担金決定通知書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかつ

た。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 補助金等の支出事務について

浄化槽設置整備事業補助金の交付事務について、交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 竜田川浄化センター

1 監査実施日 令和5年12月18日

2 監査結果

### (1) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。